

広島市告示第200号

令和元年9月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 アルパーク北棟

(2) 所在地 広島市西区草津南四丁目2003番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田 正信

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

3 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収 容 台 数
平面駐車場（店舗東側）	174台
平面隔地駐車場（店舗東側）	194台
合 計	368台

(変更後)

位 置	収 容 台 数
平面駐車場（店舗東側）	174台
合 計	174台

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前)

駐車場 No.	駐車可能時間帯
No. 1	午前 9 時 3 0 分～翌午前 0 時 3 0 分
No. 2	午前 1 0 時 0 0 分～翌午前 0 時 3 0 分

※開店時刻を午前 9 時 0 0 分として営業を行う日は、No. 1 の駐車場利用時間帯を午前 8 時 3 0 分から、No. 2 の駐車可能時間帯を午前 9 時 0 0 分からとする。

(変更後)

駐車場 No.	駐車可能時間帯
No. 1	午前 9 時 3 0 分～翌午前 0 時 3 0 分

※開店時刻を午前 9 時 0 0 分として営業を行う日は、No. 1 の駐車場利用時間帯を午前 8 時 3 0 分からとする。

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前)

駐車場 No.	出入口の数	位 置
No. 1	3 箇所	店舗東側
No. 2	1 箇所	〃

(変更後)

駐車場 No.	出入口の数	位 置
No. 1	3 箇所	店舗東側

4 変更年月日

令和元年 9 月 8 日

5 届出年月日

令和元年 9 月 6 日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号  
広島市西区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和元年 9 月 1 0 日から令和 2 年 1 月 1 0 日まで。

ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和元年 1 2 月 3 0 日から令和 2 年 1 月 3 日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年1月10日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課